

○御嵩町建設工事総合評価落札方式試行要領

平成20年1月23日

訓令甲第5号

(趣旨)

第1条 この要領は、御嵩町が発注する工事の品質を高めるため、価格だけでなく、建設業者の企業能力、技術者の能力等に関する簡易な評価を行い、これらを総合的に考慮して落札者を決定する特別簡易型総合評価落札方式（以下「特別簡易型方式」という。）を条件付き一般競争入札又は指名競争入札により試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 特別簡易型方式の対象となる建設工事は、御嵩町事務決裁規程（平成10年訓令甲第2号）に規定する決裁権を有する者が、技術的な工夫の余地が小さい工事であって、同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目について提出された技術資料（以下「技術資料」という。）を数値化することにより、企業の技術力と入札価格とを総合的に評価することが適当であると認める工事とする。

(内容の明示)

第3条 町長は、特別簡易型方式により入札を行うときは、入札公告を行う際に特別簡易型方式である旨及び評価項目、評価基準等を明示するとともに、図面及び仕様書の内容を明示するものとする。

(入札参加申請書等の提出)

第4条 町長は、参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者に対し、条件付き一般競争入札による場合は、公告の日の翌日から5日以内に条件付き一般競争入札参加申請書及び技術資料を提出させるものとし、指名競争入札による場合は、指定する日までに技術資料を提出させるものとする。

2 町長は、落札候補者に対し、入札後2日以内に入札参加申請書を提出させるものとする。

(入札参加資格の確認)

第5条 入札参加資格の確認は次のとおりとする。

- (1) 入札前の参加資格の確認は、前条第1項の規定により提出された申請書に対する形式的な確認を行うものとし、申請書提出期限日後速やかに、入札参加資格確認通知書を申請者へ送付するものとする。
- (2) 入札後の参加資格の確認は、落札候補者のみ行うものとし、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合には、次順位者の入札参加資格を確認するものとする。
- (3) 前号の確認は、提出された申請書等の資料に基づき契約審査委員会（御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）に規定するものをいう。以下「委員会」という。）が行うものとする。
- (4) 入札後の資料の確認において、入札参加資格を満たしていないと認められた者については、入札参加資格不適合通知書を送付するものとする。

(委員会)

第6条 特別簡易型方式を行うための評価項目、評価基準及び落札者決定基準の決定は、委員会が行う。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第7条 町長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、別に設置する岐阜県総合評価審査会に対して、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 町長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(平20訓令甲10・一部改正)

(総合評価の方法)

第8条 特別簡易型方式における評価は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 評価項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。

(2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

2 価格及び技術力に係る総合評価は、入札者の申込みに係る各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第9条 特別簡易型方式の落札者は、価格及び技術力をもって申込みをした入札者で、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある評価値の最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札公告等に明示する事項)

第10条 町長は、技術所見等を募集する場合においては、入札公告等において次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 入札公告

ア 当該工事が、条件付き一般競争入札又は指名競争入札による特別簡易型方式の試行工事であること

イ 技術所見を求める課題及び評価基準

ウ 技術所見は入札参加資格の確認に反映されること及びその審査に当たっては施工の確実性、安全性等について評価すること

エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 入札説明書

ア 前号の内容の詳細

イ 技術所見は入札参加資格の確認に反映されること及びその審査に当たっては施工の確実性、安全性等について評価すること

ウ 技術資料に記載された事項が履行できなかつたときは、工事成績評定点の減点を行うこと

(その他)

第11条 この要領に定める諸書類の様式その他この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第10号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第7条の規定により町長が落札者決定基準に関し学識経験を有する者の意見を聴いた契約については、なお従前の例による。